資料 1-3

子ども・子育て支援新制度の施行に伴う各基準条例制定等について（案）

平成２６年７月

豊田市子どもにやさしいまちづくり推進会議

１　はじめに

平成２４年８月に公布された「子ども・子育て支援法」の制定や「就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律」（「認定こども園法」）及び児童福祉法の改正などにより、平成２７年４月から、「子ども・子育て支援新制度」の開始が予定されています。新制度の実施にあたって、本市では、幼保連携型認定こども園や家庭的保育事業等の認可基準などを国の示す府省令をもとに条例等で制定することが必要となります。

このため、豊田市子どもにやさしいまちづくり推進会議では、本市の実情を踏まえ、各基準条例の内容について検討し、下記のとおり意見を申し添えますので、ご配慮願います。

２　基準条例等の一覧

（１）豊田市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例
（２）豊田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
（３）豊田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
（４）豊田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
（５）その他

３　意見

（１）豊田市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例について

本市のこども園（保育所）では、「豊田市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」において、職員配置などについて国基準を上回る独自基準を設け、保育の質の向上を図っている。幼保連携型認定こども園においても同様の独自基準を設けるべきと考えます。

【独自基準を設ける事項】

項目	国基準	本市独自基準
職員配置	０歳児　３人につき１人 １・２歳児　６人につき１人 ３歳児　２０人につき１人 ４歳児以上　３０人につき１人	０歳児　３人につき１人 １・２歳児　５人につき１人 ３歳児　１５人につき１人 ４歳児　２８人につき１人 ５歳児　３０人につき１人 ※３・４歳児については、５年間の経過措置を設ける
居室の面積	０・１歳児 乳児室　１人１．６５㎡以上 （ほふくしない子ども） ほふく室　１人３．３㎡以上 （ほふくする子ども） ２歳児以上 保育室又は遊戯室　１人１．９８㎡以上	０・１歳児 乳児室　１人３．３㎡以上 （ほふくしない子ども） ほふく室　１人３．３㎡以上 （ほふくする子ども） ２歳児以上 保育室又は遊戯室　１人１．９８㎡以上

（２）豊田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について

家庭的保育事業等のうち、小規模保育事業及び事業所内保育事業は、豊田市認証保育所からの移行が想定されますが、国基準は認証基準を上回る内容となっているため、国の基準をもって本市の基準とするべきと考えます。ただし、定員２０名以上の事業所内保育事業に係る乳児室の居室面積基準については、国基準では保育所と同等の基準が示されており、本市の保育所の乳児室の居室面積基準では独自基準を設けていることから、国基準を上回る基準を設けるべきであると考えます。

家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業の基準については、本市の実情に国基準を上回る内容又は異なる内容を定めるほどの特段の事情や地域性は認められないため、国の基準をもって本市の基準とするべきと考えます。

【独自基準を設ける事項（定員２０名以上の事業所内保育事業）】

項目	国基準	本市独自基準
居室の面積	０・１歳児 乳児室　１人１．６５㎡以上 （ほふくしない子ども） ほふく室　１人３．３㎡以上 （ほふくする子ども） ２歳児以上 保育室又は遊戯室　１人１．９８㎡以上	０・１歳児 乳児室　１人３．３㎡以上 （ほふくしない子ども） ほふく室　１人３．３㎡以上 （ほふくする子ども） ２歳児以上 保育室又は遊戯室　１人１．９８㎡以上

（３）豊田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

本市の実情に国基準を上回る内容又は異なる内容を定めるほどの特段の事情や地域性は認められないため、国の基準をもって本市の基準とするべきと考えます。

（４）豊田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

本市の実情に国基準を上回る内容又は異なる内容を定めるほどの特段の事情や地域性は認められないため、国の基準をもって本市の基準とするべきと考えます。

（５）その他

・保育の必要性の認定に関する基準

新制度においては、保育の必要性の認定における就労時間の下限時間について、月４８時間から６４時間の範囲内で、市町村が定めることとなっています。

現在、本市では、月当たり６０時間以上としていますが、その要件が市民に浸透していること、まずは６０時間以上の保育ニーズに応えていく必要があることから、現行どおりの基準とするべきと考えます。

その他、市が認める事由については、現行の本市の事由が、新制度において定められる事由に網羅されるため、設定する必要はないと考えます。